

食品衛生 FAX 通信

令和7年6・7月号

各食品取扱い店 店長 様

～ 6・7 月の目標 ～

食物アレルギー事故を防止しよう！

アレルギー症状を引き起こす食品は多種多様で、症状の重さもお客様によって異なり、重篤な場合は命の危険につながるおそれがあります。今回は食品販売をする際の食物アレルギー対策についてまとめました。

① 以下の 8 品目が使用されている場合、表示が必要です！



容器包装に入れられた加工食品にこれらの食材が含まれている場合、表示が義務付けられています。商品を今一度確認しましょう。

② 食物アレルギー事故防止の 3 か条

1 使用食材について最新で正確な情報を提供する

お客様がアレルギーに関する情報を簡単に誤解なく知ることができるように食品表示や掲示を工夫しましょう。

2 質問に対して曖昧な回答をしない

情報が最新でない、不正確な可能性がある場合は「わかりません」と答えるか、責任者が対応しましょう。

3 アレルギー成分の混入に注意し、混入の可能性についてお客様に伝える

原材料には含まれていなくても、使用した調理器具などを介してアレルギー成分が混入することもあります。

●参考 HP

飲食店の皆さま 食物アレルギー対策に取り組みましょう(東京都保健医療局)



問合せ先

島しょ保健所大島出張所

TEL 04992-2-1436

島しょ保健所三宅出張所

TEL 04994-2-0181

島しょ保健所大島出張所新島支所

TEL 04992-5-1600

島しょ保健所八丈出張所

TEL 04996-2-1291

島しょ保健所大島出張所神津島支所

TEL 04992-8-0880

島しょ保健所小笠原出張所

TEL 04998-2-2951